

業務仕様書

1 業務名

アイヌ文化交流センター機械警備業務

2 対象施設及び所在地

(1) 対象施設

アイヌ文化交流センター(以下「センター」という。)

(2) 所在地

札幌市南区小金湯 27 番地

(3) 建物概要

竣工年度 : 平成 14 年 11 月

施設用途 : 集会場

敷地面積 : 12,817m²

建築面積 : 1801.032 m²

延床面積 : 2566.68 m²

構造 : RC 造

規模 : 地上 2 階

3 業務目的

機械警備により施設の保安を図ることを目的とする。

4 履行期間

令和 7 年 10 月 1 日 8 時 45 分から令和 12 年 10 月 1 日 8 時 45 分まで(60 か月)。

ただし、本業務は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約によるため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

5 業務の内容

(1) センター内の、ひかり電話回線を用いた機械警備システムによる警備

(2) その他警備の遂行にあたって必要な事項で、札幌市(以下「委託者」という)及び受託者協議の上決定し、文書確認された事項。

6 警備実施時間

毎日 24 時間とする。ただし、職員の時間外勤務やセンターの利用状況等により開始時刻及び解除の時刻が変動する場合があることから、自動警報機器による警備は、警報機セット時から、警報機解除時までとする。

7 警備機器の設置

受託者は施設内に警備機器を設置し、警備時間中当該警備機器により感知される異常の有無を受託者の警備本部において確認し得るに必要な機器を設置すること。この設置された機器の所有権は受託者に帰属するものとする。

- (1) 別添(平面図)に示す全ての侵入口(出入口、窓等)と成り得る箇所、及びその他防犯上必要と思われる箇所に警報機器を設置すること。なお、当該業務にあたっては別添に例示する、現在使用している機器と同等以上の機器を使用すること。
- (2) 警報機器は、履行開始後最初に機械警備を作動させる時点までに設置を完了しておくこと。履行期間の最初の日が休館日の場合は、受託者は機械警備が途切れないよう委託者と調整の上機器の設置を行うこと。履行期間完了後の撤去についても、機械警備が途切れないよう委託者と調整を行うこと。
- (3) 警備時間中、当該警報機器により感知される異常の有無を受託者の警備本部において自動的に表示する機械設備の正常作動を確認しうるに必要な機器を設置すること。
- (4) 基地局と受信装置との通信手段として、委託者所有の電話回線(ひかり電話 A)を使用するものとし、回線使用料は委託者の負担とする。
- (5) 委託者所有の電話回線を使用しない場合の通信費等は受託者の負担とする。
- (6) 配管工事を除き、通線工事費、機械警備取付費等、一切の費用は受託者の負担とする。
- (7) 受託者は機械警備をセット及び解除するためのセンサーカードを、12 枚委託者に貸し出すこと。センサーカードは、委託者及び受託者並びに委託者が特に指定する者に限り所持させることとし、様式 1(セキュリティカード管理簿)により使用状況を共有する。

8 機械警備業務の対処

- (1) 警備時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される機器表示板により契約物件の異常の有無を間断なく監視し、警備の安全を確保すること。
- (2) 受託者は、警報の発報を感知した場合には、職員の執務時間にあつては施設の管理者に連絡して異常の発生を知らせ、執務時間外にあつては、委託者が提出する緊急連絡先一覧(様式 2)により本市職員に連絡したうえ、「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則(北海道公安委員会規則第 1 号)」第 2 条に基づき、25 分以内に緊急要員を当該物件に急行せしめ、異常事態の確認を行い必要な処置をとること。

9 警備機器の保守管理等

- (1) 受託者は 7 に定める警備機器に関し、正常な機能を維持するため随時警備機器の正常な機能を点検し、万一警報の故障により作動に異常を感じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講じること。
- (2) センターに設置した警備機器の工事配線について、契約期間中本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修すること。

10 機器のき損・紛失

9にかかわらず、委託者は契約期間中委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した機器・部品をき損・紛失した場合、その実費を受託者に支払う。

11 契約の終了、中途解約における機器の撤去

契約終了後、または中途解約時においてこの物件に設置された機器・部品の撤去にかかる費用は、受託者の負担とする。

12 原状回復の義務

受託者が機器の設置・修繕または撤去等に係る工事により委託者の物件に損害を与えた場合は、現状に復さなければならない。

13 報告等の義務

受託者は、センターで異常事態が発生し、緊急要員を急行させた場合は、速やかに報告し必要に応じて指示を受けること。また、その後文書をもって委託者に報告すること。

14 業務報告書

受託者は、機械警備を実施した業務状況を別に定める機械警備報告書に所定の事項を記載、月末締として翌月始めに、完了届(本市様式)と併せて提出すること。

15 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

16 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については相互に協議・調整し、改善を図ること。
- (2) 受託者は業務遂行にあたり、関連法令等を遵守し、誠実に履行すること。

17 担当

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課施設担当係

担当：佐藤 TEL：011-596-5961 (札幌市南区小金湯 27 番地)

Mail：ainushisaku@city.sapporo.jp